

市発注工事における土壌汚染対策法等に基づく届出の未届事案について

令和2年11月に環境省から土壌汚染対策法（以下「法」とする。）に関する届出義務の履行について注意喚起がありました。これを受けて市発注工事について調査を行ったところ、法及び横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」とする。）に基づく未届事案が、過去6年間で83件あったことが判明しました。各工事の土砂搬出先では、定められている土砂検定等を適切に行っています。なお、これらの工事の施工内容を確認したところ健康被害につながる影響は確認されませんでした。

1 法及び条例に基づく届出制度の概要

一定規模以上の土地の形質変更を行う場合、または有害物質を使用する事業所の敷地の形質変更を行う場合、着手の30日前までに市長への届出が義務付けられています。（別紙参照）

2 調査の内容

- 調査対象 市の全区局
- 対象年度 平成27年度～令和2年度
- 調査内容 法及び市条例の届出が必要となる形質変更を行う工事の届出状況の調査

3 調査結果

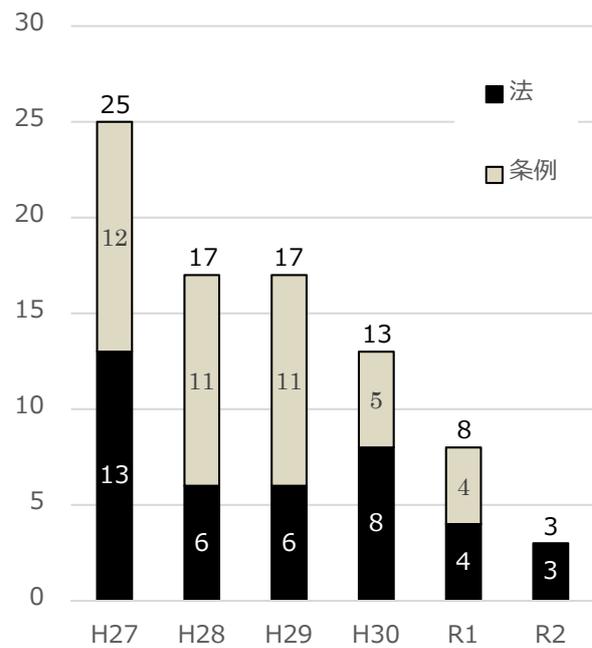
届出状況調査結果（件）

	土壌汚染対策法	市条例	合計
届出対象工事	100	67	167
未届工事	40	43	83

区局別内訳（件）

区 局	法	条例	計
環境創造局	10	25	35
道路局	22	2	24
水道局		14	14
建築局	2		2
教育委員会事務局	2		2
資源循環局	1		1
交通局	1		1
金沢区	1	2	3
鶴見区	1		1
計	40	43	83

未届件数の推移（件）



4 未届の主な原因

- ・工事発注部署が手続きの必要性を十分に把握していなかったため
- ・法律に係る手続きは認識していたが、条例の手続きを認識していなかったため

5 対応策

- ・工事発注担当者を対象とした説明会を開催し、法令周知を徹底
- ・工事発注部署において、各事業に即した再発防止策（発注時のチェック体制整備等）を実施

お問合せ先

- 土壤汚染対策法および市生活環境の保全等に関する条例に関すること

環境創造局 水・土壌環境課長 赤間知行 Tel 045-671-2803

- 個別の未届事案に関すること

環境創造局 技術監理課長 長内紀子 Tel 045-671-3575

道路局 建設課長 樽川正弘 Tel 045-671-2747

水道局 技術監理課長 寺井宏治 Tel 045-331-6600

建築局 学校整備課長 小林 達 Tel 045-671-2912

教育委員会事務局 教育施設課長 奥村 誠 Tel 045-671-3230

資源循環局 施設課長 生井秀一 Tel 045-671-2527

交通局 施設課長 渡邊真幸 Tel 045-671-3148

金沢土木事務所 副所長 杉本 彰 Tel 045-781-2511

鶴見土木事務所 副所長 内田昭博 Tel 045-510-1668

土壤汚染対策に係る届出制度の概要

土壤汚染対策法（以下、「法」という。）及び横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下、「条例」という。）では、一定規模以上の土地の形質変更において、その土地の土壤が汚染されていた場合には、大量の土壤の搬出や土地の形質変更に伴う汚染の発生の契機となることから、形質変更に着手する前に届け出るよう定めています。

1 土地の形質変更 土地の形状を変える行為（掘削・盛り土等）

2 根拠法令 法第4条または条例第65条

3 届出の要件等

	法		条例	
対象面積	第4条	3,000㎡以上 または 特定有害物質 ^{※1} を使用等している 工場等の場合 900㎡以上 ※2 規則第25条で定める軽易な 行為その他の行為の場合は届出不要	第65条	2,000㎡～3,000㎡ または 特定有害物質 ^{※1} を使用等している工場 等の場合 面積に関わらず ※2 規則第59条の13で定める軽易 な行為その他の行為の場合は届出不要
届出者	土地の形質変更をしようとする者			
届出期限	着手する30日前まで			

※1 特定有害物質：鉛、六価クロム、テトラクロロエチレンなど、法で定める26物質

※2 軽易な行為その他の行為：「土壤を区域外に搬出しない」「土壤の飛散又は流出を伴う形質変更を行わない」など